

紀南環境広域施設組合議会定例会条例

制定 平成25年8月1日 条例第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づき、紀南環境広域施設組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。